

（軸重等）

第7条の3 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準（車軸の数が3である牽引自動車を除く。）及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

- 一 車軸の数が2又は3（駆動軸の数が1であるものに限る。）であること。
- 二 前軸にかかる荷重が10トン以下であること。
- 三 前輪にかかる輪荷重が5トン以下であること。
- 四 第5輪荷重を有するものであること。